

新型コロナウイルス感染症と診断された方・濃厚接触者の方の 職場復帰に当たり

陰性証明は必要ありません

●就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、国が決定しているものであるため、解除後に勤務を開始するに当たり、職場等に証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を提出する必要はありません。

●濃厚接触者についても、待機期間が解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はありません。

県内の感染者が増え、受診・検査希望者が増えています

医療機関や保健所、検査機関等への職場復帰に係る

各種証明の請求及び問い合わせはお控え下さい

国のQ&A・通知

(厚生労働省)



▲企業向け
Q&A



▲国の通知
(R4.1.31)

その他参考情報

(新潟県HP)



▲感染者が確認された事業所の方へ



▲療養証明書
について



※情報は随時更新されますので、最新情報をご確認ください

長岡市 福祉保健部健康課 (TEL:0258-39-7508)



▲長岡市HP